



高知県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準の制定について（意見公募期間：令和5年11月8日から12月7日まで）

公開日 2023年11月08日

1 審査基準の題名

高知県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準

2 根拠法令・条項

高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項、第6条から第8条まで、第10条第1項等

3 公募する審査基準の概要

情報公開条例の規定に基づく開示請求に対する開示・非開示等の判断基準については、これまで「高知県情報公開条例解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）」を公表し、対応してきた。

この度、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、非開示情報を追加するなど情報公開条例の一部改正等を行ったことから、改めて高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号。以下「行政手続条例」という。）第5条の審査基準として見直しを図ることとし、については、審査基準の策定に当たり、行政手続条例第38条第1項の規定に基づき、意見公募手続を実施するもの

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

行政手続条例第38条第1項に基づく意見公募

5 意見公募の期間

令和5年11月8日（水曜日）から令和5年12月7日（木曜日）まで

6 審査基準の案

[高知県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（案） \[PDF : 198KB\]](#)

7 関連資料

[\(概要\) 高知県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準案について \[PDF : 47KB\]](#)

8 審査基準案の資料の閲覧場所

- 高知県ホームページ
- 県民室（本庁舎1階）
- 各福祉保健所（須崎を除く）、須崎農業振興センター

- 総務部法務文書課

9 意見の提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

- 電子メール：110201@ken.pref.kochi.lg.jp
- 郵送：〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県総務部法務文書課
- FAX：088-823-9250

10 様式（参考）

[意見書様式\[DOCX : 11KB\]](#)

[意見書様式\[PDF : 40KB\]](#)

11 意見の提出にあたっての留意点

- 個人の場合は、氏名・住所・電話番号等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地・電話番号を記載してください。
- 提出していただく意見は日本語に限ります。
- 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ご意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 電話による意見の受付は行っていません。

12 個人情報の利用目的

ご意見に記載された氏名、住所、電話番号については公表しません。また、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

連絡先

高知県 総務部 法務文書課

住所： 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話： 法令担当 088-823-9329
法人指導・行政不服審査担当 088-823-9160
訴訟担当 088-823-9619
公文書担当 088-823-9045
情報公開・個人情報担当 088-823-9156

ファックス：法令、法人指導・行政不服審査、訴訟 088-823-9128
公文書、情報公開・個人情報 088-823-9250

メール：110201@ken.pref.kochi.lg.jp

PDFの閲覧にはAdobe System社の無償のソフトウェア「Adobe Reader」が必要です。下記のAdobe Readerダウンロードページから入手してください。

[Adobe Readerダウンロード](#) 

[戻る](#)